**幼保連携型認定こども園の職員配置適合調書（運営用）等に係る記載要領（R6.4.1改正）**

様式１、様式２－２、様式３－２の各シートのピンクのセルの部分のみ入力してください。白いセルは自動計算式を入っているので入力しないでください。セルによってはプルダウンから選択するように設定しています。

様式１　園児名簿（例）\_運営確認用

※　本様式については、園児の任意の基準日時点の園児の満年齢を把握し、実際の保育にあたり、施設基準（保育室等の面積）を充足しているか確認するものです。各市町村、園において満年齢の子どもの数について管理している名簿や表等があれば作成する必要はありません。なお、作成にあたって、入力に誤りがあった場合、職員配置基準等に影響がありますので、慎重に行ってください。

◆ステップ１◆　～　年度、基準日の確定　～

　・　年度（基準日①）には西暦年度を半角英数で入力してください。（2024）。

　・　日付（基準日②）には基準日を入力してください。半角英数で「R●●/●●/●●」と入力、例えば「令和6年10月1日」の場合は「R6/10/1」と入力してください。

◆ステップ２◆　～　園児の措置年齢、満年齢、支給区分の確定　～

　・　園児の氏名及び生年月日を入力してください。生年月日は、半角英数で「R●●/●●/●●」となり、例えば「令和4年9月10日生まれ」の場合は「R4/9/10」と入力してください。

　・　保育認定の有無をプルダウンから選択してください。

　　　※ 基準日時点で３歳の誕生日を迎えている園児については、１号認定か２号認定の別を選択することが必要になります。

◆ステップ３◆

～　様式２－２「幼保連携型認定こども園職員配置基準適合調書」、様式３－２「幼保連携型認定こども園設備運営基準適合調書」への反映　～

　・　様式１の内容が、様式２－２及び様式３－２に反映されています。

様式２－２　幼保連携型認定こども園職員配置基準適合調書

※　本様式については、幼保連携型認定こども園の職員の配置基準について、「大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月24日大分県条例第37号。以下「基準条例」という。）」及び「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（令和5年5月19日こ成保第38号・5文科初第483号）」等に基づき必要職員数を算定するために作成したものです。

　　なお、職員配置については、年度の初日の前日における満年齢による配置基準を満たす必要がありますので十分ご注意ください。

◆ステップ１◆　～　「１　園児数及び学級数」の作成　～

　・　認可上の利用定員を記載してください。

　・　学級数①（満3歳以上）を記載してください。

　　※　満3歳以上児については学級を編成することが必須となります。

　・　園児数については、様式１で作成した園児名簿から【年度の初日の前日の年齢】（措置年齢）の年齢別人数と【基準日令和〇〇年○○月○○日現在の園児の年齢】の満年齢別人数に数字が表記されているか確認してください。なお、様式１を作成しない場合は、他の名簿等により満年齢の園児数を入力してください。

◆ステップ２◆　～　「２　認定こども園の長の資格」の作成　　～

　・　幼保連携型認定こども園の園長の資格は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な推進の提供に関する法律施行規則（以下「認定こども園法施行規則」という。）第12条、第13条により、資格要件が定められています。

　・　原則として、専修免許状又は1種免許状を有し、かつ、保育士登録を受けていて、5年以上の教育・児童福祉の職に従事していることが必要となります。（幼稚園2種免許状ではないことに留意してください。）

　・「副園長・教頭」については、認定こども園法施行規則第14条により、園長の資格が準用されます。

◆ステップ３◆　～　「３　職員配置（年度の初日の前日の年齢の子どもの数で配置基準数を確認）」の作成　～

　・　園長の専任・兼任の別を記載してください。（プルダウンより選択）

　　　※　園長が兼任の場合は職員配置基準とは別に保育教諭が1名必要になります（⑧）。

　・　年齢別の保育教諭の配置基準については、乳児3人につき1人、1-2歳児6人につき1人、3歳児及び満3歳児20人につき1人、4歳以上児30人につき1人となります。ただし、満3歳児、3歳児に係る保育教諭の配置基準については加算の有無により、必要基準数の算定式が異なることに留意してください。（後述）

* 国の基準改正に伴い、令和６年４月１日から年齢別の保育教諭の配置基準については、乳児3人につき1人、1-2歳児6人につき1人、3歳児及び満3歳児15人につき1人、4歳以上児25人につき1人となりましたが、当分の間、改正前の基準で判断します。

　・　園長、年齢別配置の実員数を記載してください。

次の条件の全てを満たす場合には、配置基準や加算算定上の定数の一部に短時間勤務者を充てることができます。

●学級担任は原則常勤専任であること

●常勤の教育・保育に従事する者が各組や各グループに１名以上（乳児を含む各組や各グループであって当該組・グループに係る配置基準上の定数が２名以上の場合は、１名以上ではなく２名以上）配置されていること

●常勤の教育・保育に従事する者に代えて短時間勤務の教育・保育に従事する者を充てる場合の勤務時間数が、常勤を充てる場合の勤務時間数を上回ること

非常勤職員の常勤換算については、「短時間勤務の教育・保育に従事する者及び常勤の教育・保育に従事する者以外の教育・保育に従事する者の１か月の勤務時間数の合計」を「就業規則等で定めた常勤職員の１か月の勤務時間数」で除した数（少数点以下の端数処理を行わない）を記入してください。

　・　基準条例上、満3歳以上児に係る職員数については、算定後の基準数が満3歳以上児の学級数より低い場合には学級数が基準定数になることに留意してください（⑦）。

　・　「年齢別保育従事者以外の保育教諭の実際の配置」（実員欄への記載）欄については、主幹（主任）保育教諭と年齢別保育に従事しない保育教諭の実員をそれぞれ記載してください。

◆ステップ４◆　～　その他基本分の確認　～

　・　公定価格上、主幹保育教諭の専任化のための代替保育教諭（常勤分）⑭や保育認定子どもの利用定員が90人以下の場合の加配⑫等が積算されているため、基準定数の中に計上しています。（内容をご確認ください。）

　・　非常勤講師（研修代替保育士〔年間３日分〕、保育標準時間認定〔３時間分〕）⑯及び主幹保育教諭の専任化のための代替保育教諭（非常勤分）⑰については、常勤換算の必要はありませんが、配置は必要となりますのでご注意下さい。

◆ステップ５◆　～　その他基本分（保育教諭以外）の作成　～

　・　調理員数については、定員規模に応じた人数が定められていますので保育認定子どもの定員規模をプルダウンから選択してください。定員規模に応じた基準定数が算出されます。また、調理業務に従事する職員数を実員欄に記載してください。

　・　事務職員については、まず施設長が兼務又は事務に関する業務を委託している場合には配置が不要ですので、兼務等の有無をプルダウンから選択してください。兼務「無」の場合は、定員規模に応じた基準定数が算出されます。また、事務職に従事する職員数を実員欄に記載してください。この場合、施設長が兼務する場合は実員欄への記載は不要です。（二重計上を防ぐため）

◆ステップ６◆　～　基本加算分・加減調整分・特定加算分の作成　～

①　副園長・教頭加算

　　加算要件を確認して「適用有無」欄をプルダウンから選択してください。適用「有」の場合、基準定数が算出されます。また、実際の従事者数を実員欄へ記載してください。

②　学級編制調整加配加算⑱

　　加算要件を確認して「適用有無」欄をプルダウンから選択してください。適用「有」

　の場合、基準定数が算出されます。また、実際の従事者数を実員欄へ記載してください。

③　3歳児配置改善加算、満3歳児対応加配加算、4歳児以上配置改善加算

　　「適用有無」欄に「有」をプルダウンで選択した場合、上の年齢別職員配置基準の基準定数に反映されます。なお、「主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合」の加減調整部分に該当する場合は、「3歳児配置改善加算」及び「満3歳児対応加配加算」は適用できないので注意してください。また、「チーム保育加算」を適用している場合は、「4歳児以上配置改善加算」は適用できないので注意してください。

④　チーム保育加算⑲

　　１号、２号の利用定員に応じて、加算上限人数及び「実員－基準定数」を自動計算しています。基準定数としては、定員規模に応じた加算上限人数と「実員－基準定数」のうち低い方となります。また、実員欄には、教育補助者分のみ記載してください。

「主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合」の加減調整部分に該当する場合は適用できないので注意してください。

⑤　療育支援加算⑳

　　加算要件を確認して、「適用有無」欄をプルダウンから選択してください。適用「有」の場合、実際の従事者数を実員欄へ記載してください。なお、常勤換算の必要はありません。

　　「主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合」の加減調整部分に該当する場合は適用できないので注意してください。

⑥　入所児童処遇特別加算㉑

　　加算要件を確認して、「適用有無」欄をプルダウンから選択してください。適用「有」の場合、実際の従事者数を実員欄へ記載してください。なお、常勤換算の必要はありません。

◆ステップ７◆　～　職員充足の確認　（保育教諭）　～

　入力後、基準条例上の必要職員数、給付上（基本分のみ）の必要職員数、給付上（基本分＋加算分）の必要職員数を確認してください。

　　・　基準条例上の必要職員数 　　　　・・・表中⑪の基準定数

　　・　給付上の必要職員数（基本分） 　　　　・・・表中⑱の基準定数、⑯及び⑰

　　・　給付上の必要職員数（基本分＋加算分） ・・・表中㉒

◆ステップ８◆　～　事業専従職員の確認　～

　子ども・子育て支援交付金事業の各事業を実施している場合、専従の担当者数及び氏名を記載してください。

◆ステップ９◆　～　学校医・学校歯科医・学校薬剤師　～

　幼保連携型認定こども園においては、学校医・学校歯科医及び学校薬剤師が必要となりますので、氏名等を記載してください。

様式３－２　幼保連携型認定こども園施設設備基準適合調書

◆ステップ１◆　～　利用定員、実員等の状況　～

　認可上の利用定員及び基準日現在の実員（満年齢）を入力してください。実員数については、様式１を作成した場合は自動で反映されます。様式１を作成しない場合は、直接入力してください。

◆ステップ２◆　～　保育時間　～

　通常保育の「開園時間」欄と「閉園時間」欄には、保育認定子ども（2号・3号）分に係る時間を記載してくだい。教育標準時間認定子ども（1号）に係る時間については、備考欄に、例えば「8:00～14:00（1号）」と記載してください。

◆ステップ３◆　～　建物の状況　～

　幼保連携型認定こども園については、満3歳以上の学級数による園舎面積、満年齢の園児数による保育室等の面積が基準条例に規定されています。また、基準条例上、職員室・乳児室又はほふく室・保健室・調理室・飲料水用設備・手洗い用設備等の設置が義務づけられています。面積等の基準については基準条例を参照して下さい。

　また、施設設備については保育所及び幼稚園からの移行する場合には特例が適用されますのでご注意願います。